

令和元年に発生した台風による大規模土砂災害からの

復旧等に対する支援の充実について

昨年の令和元年房総半島台風、令和元年東日本台風では首都圏を含む東日本において土砂災害や河川の氾濫等が発生し、各地に甚大な被害をもたらした。

現在も、被災自治体においては、一日も早い復旧・復興に向けて、被災者の生活再建や道路等のインフラの復旧、地域経済の復興支援等に取り組んでいるところである。

こうした中、国においては、「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」を踏まえ、対策を講じているところだが、復旧・復興のほか、近年頻発する気象災害に備えた防災・減災対策を推進するためには、更なる支援、既存の対策の見直し等が必要であることから、次のとおり要望する。

1 被災者生活再建支援法の対象範囲の拡大

被災者生活再建支援法について、対象となる世帯を「全壊」・「大規模半壊」等に限定せず、「半壊」（解体しないもの）も含めるほか、宅地被害などにより避難している方への支援など、災害の特殊性や被害規模を考慮し、「長期避難」の解釈を広くとらえ、対象範囲を拡大すること。

2 災害救助法の弾力的な運用

災害救助法に規定される救助に要する費用に、災害ボランティアセンターの運営経費を追加すること。また、同法における「被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与」について、冷蔵庫等を対象とすること。

3 農地災害復旧事業の拡充

農地災害復旧事業における限度額の廃止又は限度額を超えた地方負担分について、交付税措置等を講じること。

4 公立社会教育施設災害復旧事業の拡充

公立社会教育施設災害復旧事業に対する国庫補助について、他の災害復旧事業と同様、激甚災害の指定に関わらず対象とするなど、制度の拡充を図ること。

5 土砂災害の防止に向けた対策の充実

土砂災害防止対策基本指針の見直しに伴い、新たに基礎調査やハザードマップの改定が必要となる場合には、対象事業の予算措置を講ずること。

6 緊急防災・減災事業債の拡充及び期間の延長

緊急防災・減災事業債について、防災行政無線（同報系、移動系）の更新や、予備電源装置（非常用発電機、蓄電池、無停電装置）の更新・整備及び戸別受信機を単独で整備する場合も対象とすること。

また、令和3年度以降も延長すること。

令和2年6月30日

内閣府防災担当大臣 武田 良太 様

総務大臣 高市 早苗 様

文部科学大臣 萩生田 光一 様

農林水産大臣 江藤 拓 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉 様

九都県市首脳会議

座長	川崎市長	福田紀彦
	埼玉県知事	大野元裕
	千葉県知事	森田健作
	東京都知事	小池百合子
	神奈川県知事	黒岩祐治
	横浜市長	林文子
	千葉市長	熊谷俊人
	さいたま市長	清水勇人
	相模原市長	本村賢太郎